

連 携 協 力 に 関 す る 協 定 書

国立大学法人大分大学（以下、「甲」という。）と株式会社豊和銀行（以下、「乙」という。）は、地域を中心とした連携協力につき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、国立大学法人としての甲の「人間と社会と自然に関する教育と研究を通じて、豊かな創造性、社会性及び人間性を育成するとともに、地域の発展ひいては国際社会の平和と発展に貢献し、人類福祉の向上と文化の創造に寄与すること」と、地域金融機関としての乙の「公共的・社会的役割の重要性を認識し、取引先に対する円滑な資金供給と良質な金融サービスの提供を充実させ、地域貢献に寄与すること」の双方に共通する理念を実現化するために、甲及び乙は、主として地域の中小企業事業者の創業・新事業の支援及び経営改善の支援について相互に連携を強化し、もって地域経済の活性化に寄与することを目的として、本協定を締結する。

（連携協力内容）

第2条 前条の目的を達成するため、甲及び乙は、次の各号に定める業務の実施にあたって、互いに連携協力する。

（1）次に掲げる甲の業務と付随するもの

- ①甲以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他、連携による教育研究活動を行うこと
- ②甲における研究成果を普及し、及びその活用を促進すること
- ③公開講座の開設その他、甲の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること
- ④甲における技術に関する研究成果の活用によって事業を実施する者に出資すること

（2）次に掲げる乙の業務と付随するもの

- ①貸出業務、預金業務などの銀行業務と付随するもの
具体的には中小企業事業者の創業・新事業の支援及び経営改善の支援や情報提供など
- ②業務を通じて行う地域振興への貢献など

2. 前項の連携協力に関する具体的な内容は、甲乙間で協議して定める。

3. 第1項の連携協力の結果、甲又は乙に何らかの損害が生じた場合も、相手方はその責任を負わない。ただし、故意に誤った情報を提示した場合及びこの協定に違反した場合はこの限りでない。

(秘密保持)

第3条 甲及び乙は、前条第1項各号の業務協力により相手方から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報を基に作成された資料を含む。）を、相手方の事前の承諾なく第三者に開示若しくは漏洩し又は第1条に規定する目的以外の目的で利用してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

- (1) 相手方から提供を受けたときに既に公知となっていたもの、又は相手方からの提供後、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの
- (2) 相手方から提供を受けたときに既に保有していたもの、又は相手方からの提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
- (3) 相手方から提供を受けた後、提供を受けた情報によらず独立して開発したもの
- (4) 法令により開示を求められたもの

2. 甲及び乙は、前条第1項各号の業務協力にかかる交渉内容について、相手方の事前の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。

3. 甲及び乙は、本協定が第6条に定める有効期間の満了又は第7条による解除により効力を失った後も、前二項による秘密保持の義務を負う。

(返還等)

第4条 甲及び乙は、相手方から提供された資料の返還請求があった場合には、速やかにこれに応じるものとし、提供された資料の複製物及び提供された情報に基づいて作成された資料については、破棄その他の方法により再利用ができないよう処分しなければならない。

2. 前項にかかわらず、甲及び乙は、相手方から提供を受けた日から5年を経過した後は、相手方の承諾を得ることなく資料を破棄することができる。

(直接交渉等の禁止)

第5条 甲及び乙は、相手方から提供を受けた情報又は業務と合理的に関連する案件については、相手方の承諾なくして、その案件の当事者及び代理人と、相手方を排除した直接接触又は直接交渉を行わない。

(協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、この協定の締結日から平成17年3月末日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

(協定の解除)

第7条 甲又は乙は、相手方に対して1ヶ月前までに書面による通知をなすことにより、相手方に何らの責任を負うことなく本協定を解除することができる。

(その他)

第8条 本協定に関して協議が必要な事項が発生した場合には、甲及び乙は誠実に協議を行う。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

平成16年8月3日

大分市大字旦野原700番地
甲 国立大学法人
学 長

大分市王子中町4番10号
乙 株式会社 豊和銀行
頭 取